

新座市物品検収要綱

(平成5年5月31日市長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、新座市の発注する物品の検収（以下「物品検収」という。）に関し、法令その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(物品検収の種類)

第2条 物品検収は、一括納入物品検収及び分割納入物品検収とする。

(物品検収員)

第3条 物品検収員は、財政部管財契約課職員（以下「管財契約課職員」という。）及び主管課長（所長、館長を含む。）とする。

(物品検収の執行区分)

第4条 物品検収は、次に掲げる区分により執行するものとする。ただし、物品購入契約の内容その他特別の事情により、これにより難いと認められるものについては、この限りではない。

- (1) 契約金額150万円以上（第3号に規定するものを除く。）の物品検収は、管財契約課職員が行う。
- (2) 契約金額150万円未満の物品検収は、主管課長（所長、館長を含む。）が行う。
- (3) 契約金額150万円以上2,000万円未満の印刷物、図書、薬品類、消耗品（据付け、初期設定等を必要としないものに限る。）又は単価契約に係る物品検収は、主管課長（所長、館長を含む。）が行う。

(物品概要の通知)

第5条 前条第1号に該当する物品検収にあつては、主管課長（所長、館長を含む。）は、支出負担行為についての決定（決裁又は専決による決定をいう。以下同じ。）を得た後、物品概要通知書（様式第1号）を速やかに財政部管財契約課長（以下「管財契約課長」という。）に提出しなければならない。

(物品検収の請求手続)

第6条 第4条第1号に該当する物品検収にあつては、主管課長（所長、館長を含む。）は、契約者から納品書が提出されたときは、物品検収請求書（様式第2号）に物品検収に必要な書類を添付し、速やかに管財契約課長に提出しなければならない。

(物品検収員の指名)

第7条 管財契約課長は、物品検収の請求があつたときは、物品検収員を指名し、速やかに物品検収を行わせるものとする。

（物品検収の方法）

第8条 物品検収員は、発注仕様書の確認、その他新座市財産規則（昭和46年新座市規則第12号）第9条及び第35条の規定に基づき、物品検収を行わなければならない。

2 物品検収員は、納入された物品が多量であるため、その全部を検収することが困難である場合において、その種類及び規格が同一であるときは、納入された物品の一部を抽出して検収することにより、全部の物品の合否を判定することができる。

第9条 主管課長（所長、館長を含む。）は、物品検収員が物品検収の結果、契約条項に違反するものがあると認めたときは、直ちに契約者に対し、期日を指定して改善の請求をしなければならない。

2 管財契約課長は、物品検収員の物品検収の結果、違反の事実が重大であると認めたときは、直ちに、主管課長（所長、館長を含む。）に物品改善指示書（様式第3号）により改善の指示をしなければならない。

3 主管課長（所長、館長を含む。）は、管財契約課長から物品改善指示書を受理したときは、直ちに契約者に対し、期日を指定して改善の請求をしなければならない。

4 主管課長（所長、館長を含む。）は、第1項による改善が完了したときは口頭で、第2項による改善が完了したときは物品改善報告書（様式第3号）により、直ちに管財契約課長に報告しなければならない。

5 管財契約課長は、前項の規定による改善が完了した報告を受けたときは、当該改善部分の検査を行わなければならない。ただし、物品検収員が軽易な改善と認めたものであって、主管課長（所長、館長を含む。）からその完了を確認した旨の報告を受けたときは、この限りではない。

（物品検収票の結果報告）

第10条 物品検収員は、物品検収の結果を、次に掲げる区分により報告する。

(1) 第4条第1号に該当する物品検収については、物品検収票（様式第4号）による。

(2) 第4条第2号又は第3号に該当する物品検収については、物品検収票（様式第5号）による。ただし、契約金額50,000円以下の物品検収については、物品検収票を省略することができる。

（物品検収票の結果通知）

第11条 管財契約課長は、前条第1号の決裁後、物品検収結果通知書（様式第6号）に物品検収票の写しを添付し、主管課長（所長、館長を含む。）に通知しな

ければならない。

（委任）

第 12 条 この要綱に定めるものを除くほか、様式の作成その他の物品検収に関し必要な事項は、出納室長と協議の上財政部長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成 5 年 6 月 1 日から施行する。

2 新座市物品検収事務手続要綱（平成 4 年 3 月 26 日市長決裁）は、廃止する。

附 則（平成 9 年 3 月 12 日市長決裁）

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 30 日市長決裁）

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 23 年 10 月 28 日市長決裁）

この要綱は、決裁のあった日から実施する。

附 則（平成 31 年 3 月 29 日市長決裁）

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（令和 2 年 3 月 19 日市長決裁）

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（令和 3 年 12 月 1 日市長決裁）

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（令和 7 年 9 月 1 日市長決裁）

この要綱は、令和 7 年 10 月 1 日から実施し、同日以後に入札公告又は指名通知を行う物品購入契約に係る検収から適用する。